

人権擁護大会規則（規則第二十五号）中一部改正

人権擁護大会規則（規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「開く」を「開催する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他のやむを得ない事由により、隔年一回開催することが困難である場合は、この限りでない。

第四条第一項中「大会終了後」を削る。

附 則

第一条及び第四条第一項の改正規定は、令和三年九月十六日から施行する。